

○福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例

〔昭和56年3月5日〕
条例第1号

| | | |
|----|--|--|
| 改正 | 昭和56年12月14日条例第5号 昭和59年12月12日条例第3号 昭和61年12月22日条例第3号 昭和63年12月24日条例第2号 平成2年12月25日条例第2号 平成3年12月21日条例第5号 平成5年12月16日条例第3号 平成6年5月19日条例第5号 平成7年12月19日条例第2号 平成9年12月22日条例第2号 平成11年12月27日条例第4号 平成12年12月19日条例第7号 平成13年12月19日条例第6号 平成15年3月6日条例第1号 平成15年11月26日条例第4号 平成17年11月21日条例第3号 平成18年12月26日条例第3号 平成19年12月19日条例第8号 平成21年3月26日条例第4号 平成21年11月30日条例第6号 平成22年11月29日条例第5号 平成24年3月30日条例第4号 平成27年3月27日条例第1号 平成28年12月26日条例第8号 平成29年12月27日条例第8号 平成31年3月1日条例第1号 | 昭和58年12月9日条例第5号 昭和60年12月21日条例第4号 昭和62年12月23日条例第4号 平成元年12月22日条例第6号 平成3年3月12日条例第2号 平成4年12月21日条例第8号 平成6年2月23日条例第2号 平成6年12月22日条例第6号 平成8年12月19日条例第1号 平成10年12月22日条例第4号 平成12年6月28日条例第4号 平成13年2月21日条例第3号 平成14年12月18日条例第4号 平成15年4月1日条例第3号 平成16年3月26日条例第4号 平成18年2月27日条例第2号 平成19年2月9日条例第3号 平成20年3月27日条例第1号 平成21年5月29日条例第5号 平成22年3月26日条例第3号 平成23年12月28日条例第2号 平成26年12月24日条例第4号 平成28年3月30日条例第5号 平成29年7月4日条例第4号 平成30年3月27日条例第2号 |
|----|--|--|

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この条例において職員とは、福岡県田川地区消防組合職員定数条例（昭和45年条例第3号）に規定する職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）をいう。

(給与)

第3条 職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

- 2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。
- 3 手当は、給料の特別調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

(級別職務分類)

第3条の2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを第4条の給料表に定める級別に分類するものとし、その分類は別表第3のとおりとする。

(給料表)

第4条 給料表を別表第1のとおり定める。

(初任給、昇給、昇格等の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。
- 3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、2号給とする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

(再任用職員の給料月額)

第5条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 再任用短時間勤務職員の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(育児短時間勤務職員等の給料月額)

第5条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者が受けている給料の月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支給方法)

第6条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとする。

- 2 給料の支給日は、毎月21日とし、その日が土曜日、日曜日又は休日にあたるときはその日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日に支給する。
- 3 給料は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

第7条 新たに職員となつた者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職（死亡を除く。）したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により給料を支給する場合にあつて給与期間の初日から支給する以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間条例第3条及び第4条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

（給与の減額）

第8条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、休日（勤務時間条例第9条の規定による休日及び勤務時間条例第10条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第12条から第14条までに規定する年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇を承認され勤務しなかつた場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（給与からの控除）

第9条 職員に給与を支給する際、給与から控除することができるものは、法律で定めるもののはか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 田川地区消防組合職員厚生会の規約により、会費、入会金及び積立金その他当該事業による納入金
- (2) 公舎等の使用料
- (3) 田川地区消防組合職員厚生会が団体取扱い契約を締結した生命保険料等

（給料の特別調整額）

第10条 管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職員に対して規則で定める給料の特別調整額を支給する。

- 2 前項の給料の特別調整額の月額は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の20を超えてはならない。
- 3 第1項の規定により給料の特別調整額を支給する職員については、第17条、第18条及び第19条の規定は適用しない。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円と

する。

- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第 12 条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合、職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合において、それぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員にさらに第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第 13 条 削除

（住居手当）

第 14 条 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。

- (1) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した額

- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
- 2 前項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
(通勤手当)
- 第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。
- (1) 通勤のため交通機関又は有料道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超える時は、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額55,000円を超える時は、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第2号に掲げる職員は、規則で定める額(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)
- (3) 前項第3号に掲げる職員 前2号に定める額(1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る至急単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- 3 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める理由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納

させるものとする。

- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 6 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更にともなう支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は規則で定める。

（特殊勤務手当）

第16条 職員が特殊の勤務に従事する場合においては、その特殊性に応じ、特殊勤務手当を支給することができる。

- 2 前項の特殊勤務手当の種類及び手当の額は、別表第2のとおりとする。

（時間外勤務手当）

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額（以下この条において「勤務1時間当たりの給与額」という。）に正規の勤務時間を超えた次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合にはその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
- 2 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えて勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間（交替制勤務者にあっては、2週間）の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間のうち規則で定める時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務（第3項に規定する規則で定める時間の勤務を除く。以下この条において「第3項勤務」という。）の時間の合計時間が、1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えた第1項勤務及び第3項勤務の全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて

適用する場合を含む。) 及び第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあっては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、第3項にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした第1項勤務及び第3項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項勤務にあっては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、第3項勤務にあっては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第18条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務した場合及び勤務時間条例第10条第1項の規定に基づき代休日を取得した場合は、休日勤務手当は支給しない。

(夜間勤務手当)

第19条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(宿日直手当)

第21条 警備若しくは管理又は監督の業務を主として行なう宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務の1回につき、4,400円を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合には、勤務1回につき支給する額に100分の50を乗じて得た額とする。

(給料の特別調整額等の支給方法)

第22条 給料の特別調整額、扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要事項は、規則で定める。

(休職者の給与)

第23条 職員が公務上負傷し若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しく

は疾病にかかり、法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、その職員に対し、給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、その職員に対し給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。
- 3 職員が前 2 項以外の心身の故障により法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して、休職されたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。
- 4 職員が法第 28 条第 2 項第 2 号に掲げる自由に該当して休職されたときは、その休職期間中これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。
- 5 法第 28 条第 2 項の規定により休職された職員には、他の条例に別段の定めがないかぎり前 4 項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 6 第 2 項及び第 3 項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第 24 条第 1 項に規定する基準日前 1 ヶ月以内に退職し、または死亡したときは、同項の規定により当該各号の例による額の期末手当を支給することができる。

(管理職員特別勤務手当)

第 23 条の 2 第 10 条第 1 項の規定に基づく規則で定める職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務に運営の必要により勤務時間条例第 3 条及び第 4 条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、それぞれの額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(期末手当)

第 24 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 ヶ月以内に退職し又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、算定基礎額に、100 分の 130 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6 箇月 100 分の 100
 - (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
 - (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
 - (4) 3 箇月未満 100 分の 30
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 72.5」とする。
- 4 前 2 項の算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、

退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

- 5 職員のうち、その属する職務の級が3級以上の職員の算定基礎額は、前項の規定にかかわらず、同項の額に、給料の月額に100分の20を超えない範囲内で職務段階等に応じて規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第24条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定しない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号いずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、

この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされことなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当の算定基礎額に、規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当の算定基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。事項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100分の90を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当の算定基礎額に、100分の42.5を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当の算定基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 第24条第5項の規定は、第2項の勤勉手当の算定基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第25条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条の2中「前条第1項」とあるのは「第25条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第25条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第25条の2 第11条、第12条及び第14条の規定は、再任用職員には適用しない。

（この条例の施行に関し必要な事項）

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
(期末手当に関する特例)
- 2 昭和57年3月1日を第24条に規定する基準日とする期末手当に関する同条の規定の適用については、同条第2項中「職員が受けるべき」とあるのは「福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年条例第5号）の規定による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の規定により職員が受けるべき」とする。
- 3 平成6年4月1日から平成11年3月31までの間、調整手当てを職員に支給する。
- 4 前項の規定による調整手当の月額は、給料、特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、平成6年4月1日から平成9年3月31日にまでの間にあつては100分の2を、平成9年4月1日から平成11年3月31日にあつては100分の1を乗じて得た額とする。
- 5 職員に調整手当が支給される間、第3条第3項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、調整手当」と、第20条中「給料の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額」と、第22条及び第23条第2項から第4項までの規定中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、調整手当」と、第24条第3項中「給料及び扶養手当の月額」とあるのは「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額」と、同条第4項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額」と、第25条第2項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額」と、「給料及び扶養手当の月額」とあるのは「給料及び扶養手当並びにこれらに対する調整手当の月額」とする。

附 則（昭和56年条例第5号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和56年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 2 昭和56年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、職務の等級の最高号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算される期間は、管理者が定める。
(切替期間における異動者の号給等)
- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは、給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による、当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は管理者が定める。

（期末手当及び勤勉手当に関する経過措置）

- 4 昭和56年6月1日及び同年12月1日をそれぞれ、改正後の条例第24条又は第25条に規定する基準日とする期末手当又は勤勉手当に関するこれらの規定の適用については、改正後の条例第24条第2項中「職員が受けるべき」とあるのは「福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年条例第5号）の規定による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、職員が受けるべきであ

「た」と、改正後の条例第25条第2項中「受けるべき」とあるのは「改正前の条例の規定により受けるべきであつた」とする。

(給料の内払)

5 職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6 附則第2項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和58年条例第5号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第24条第1項及び第25条第1項の改正規定は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 昭和58年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける機関に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における移動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

(給料の内払)

5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和59年条例第3号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 昭和59年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最

高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和60年条例第4号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第4項の改正規定は、昭和61年6月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

(切替日における職務の級への切替え)

- 3 昭和60年7月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であつて、同日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）は、改正後の条例附則別表第1に掲げられている職務の級の欄に定める職務の級とする。

(切替日における号給又は給料月額の切替え等)

- 4 前項により切替日における職務の級を定める職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、改正後の条例附則別表第2の新号給欄に定める号給とする。

- 5 前項により新号給を定める職員に対する切替日以後における最初の改正後の条例第5条第3項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。

(最高号給の切替え等)

- 6 切替日の前日において、職務の等級の最高の号給を超える号給又は給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けていた職員の切替日に受ける機関に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適

用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則別表第1

| 給 料 表 | 旧 等 級 | 職 務 の 級 |
|-------------|---------|---------|
| 消 防 職 給 料 表 | 6 等 級 | 1 級 |
| | 5 等 級 | 2 級 |
| | 4 等 級 | 3 級 |
| | 3 等 級 | 4 級 |
| | | 5 級 |
| | 2 等 級 | 6 級 |
| | | 7 級 |
| 行 政 職 給 料 表 | 1 等 級 | 8 級 |
| | 5 等 級 | 1 級 |
| | 4 等 級 | 2 級 |
| | 3 等 級 | 3 級 |
| | 2 等 級 | 4 級 |
| | | 5 級 |
| | 1 等 級 | 6 級 |
| | | 7 級 |
| | 特 1 等 級 | 8 級 |

附則別表第2

ア 消防職給料表

| 旧号給 | 新号給 | | | | | | | |
|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 |
| 1 | | 1 | 1 | | | | | |
| 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 2 | 3 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| 4 | 3 | 4 | 4 | 3 | 1 | 3 | 1 | 2 |
| 5 | 4 | 5 | 5 | 4 | 1 | 4 | 2 | 3 |
| 6 | 5 | 6 | 6 | 5 | 1 | 5 | 3 | 4 |
| 7 | 6 | 7 | 7 | 6 | 2 | 6 | 4 | 5 |
| 8 | 7 | 8 | 8 | 7 | 3 | 7 | 5 | 6 |
| 9 | 8 | 9 | 9 | 8 | 4 | 8 | 6 | 7 |
| 10 | 9 | 10 | 10 | 9 | 5 | 9 | 7 | 8 |
| 11 | 10 | 11 | 11 | 10 | 6 | 10 | 8 | 9 |
| 12 | 11 | 12 | 12 | 11 | 7 | 11 | 9 | 10 |
| 13 | 12 | 13 | 13 | 12 | 8 | 12 | 10 | 11 |
| 14 | 13 | 14 | 14 | 13 | 9 | 13 | 11 | 12 |
| 15 | 14 | 15 | 15 | 14 | 10 | 14 | 12 | 13 |
| 16 | 15 | 16 | 16 | 15 | 11 | 15 | 13 | 14 |
| 17 | 16 | 17 | 17 | 16 | 12 | 16 | 14 | 15 |
| 18 | 17 | 18 | 18 | 17 | 13 | 17 | 15 | 16 |
| 19 | 18 | 19 | 19 | 18 | 14 | 18 | 16 | 17 |
| 20 | 19 | 20 | 20 | 19 | 15 | 19 | 17 | |
| 21 | 20 | 21 | 21 | 20 | 16 | 20 | 18 | |
| 22 | 21 | 22 | 22 | 21 | 17 | 21 | 19 | |
| 23 | 22 | 23 | 23 | 22 | 18 | 22 | 20 | |
| 24 | 23 | 24 | 24 | 23 | 19 | | | |
| 25 | 24 | 25 | 25 | 24 | 20 | | | |
| 26 | 25 | 26 | 26 | 25 | 20 | | | |
| 27 | 26 | 27 | 27 | 26 | 21 | | | |
| 28 | 27 | 28 | 28 | 27 | 22 | | | |
| 29 | 28 | 29 | 29 | 28 | 23 | | | |
| 30 | 29 | 30 | 30 | | | | | |
| 31 | 30 | 31 | 31 | | | | | |
| 32 | 31 | 32 | 32 | | | | | |
| 33 | 32 | 33 | 33 | | | | | |
| 34 | 33 | | | | | | | |

イ 行政職給料表

| 旧号給 | 新号給 | | | | | | | |
|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 |
| 1 | | 1 | 1 | | | | | |
| 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 2 | 3 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| 4 | 3 | 4 | 4 | 3 | 1 | 3 | 1 | 3 |
| 5 | 4 | 5 | 5 | 4 | 2 | 4 | 2 | 4 |
| 6 | 5 | 6 | 6 | 5 | 3 | 5 | 3 | 5 |
| 7 | 6 | 7 | 7 | 6 | 4 | 6 | 4 | 6 |
| 8 | 7 | 8 | 8 | 7 | 5 | 7 | 5 | 7 |
| 9 | 8 | 9 | 9 | 8 | 6 | 8 | 6 | 8 |
| 10 | 9 | 10 | 10 | 9 | 7 | 9 | 7 | 9 |
| 11 | 10 | 11 | 11 | 10 | 8 | 10 | 8 | 10 |
| 12 | 11 | 12 | 12 | 11 | 9 | 11 | 9 | 11 |
| 13 | 12 | 13 | 13 | 12 | 10 | 12 | 10 | 12 |
| 14 | 13 | 14 | 14 | 13 | 11 | 13 | 11 | 13 |
| 15 | 14 | 15 | 15 | 14 | 12 | 14 | 12 | 14 |
| 16 | 15 | 16 | 16 | 15 | 13 | 15 | 13 | 15 |
| 17 | 16 | 17 | 17 | 16 | 14 | 16 | 14 | 16 |
| 18 | | 18 | 18 | 17 | 15 | 17 | 15 | 17 |
| 19 | | 19 | 19 | 18 | 16 | 18 | 16 | 18 |
| 20 | | | 20 | 19 | 16 | 19 | 17 | 19 |
| 21 | | | 21 | 20 | 17 | 20 | 18 | |
| 22 | | | 22 | 21 | 17 | 21 | 18 | |
| 23 | | | 23 | 22 | 18 | 22 | 19 | |
| 24 | | | 24 | 23 | 19 | | | |
| 25 | | | | 24 | 19 | | | |
| 26 | | | | 25 | 20 | | | |

附 則（昭和61年条例第3号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和60年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払い)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和62年条例第4号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

(最高号給等の切換え)

- 3 昭和62年4月1日（以下「切換日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切換日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切換日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切換期間」という。）において、この条例による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受ける

こととなる期間は、管理者が定める。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 切換期間において、改正前の条例第14条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第14条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際、改正前の条例第14条の規定によりこの条例の施行の日を含む引続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第14条の規定による住居手当が支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和63年3月31日までの間の住居手当についても同様とする。

(給与の内払い)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和63年条例第2号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第2項第2号及び第4号の改正規定は、昭和64年4月1日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。）による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え)

- 3 昭和63年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替え期間における異動者等の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払い)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

- 6 附則第3項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成元年条例第6号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え)

- 3 平成元年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替え期間における異動者等の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払い)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

- 6 附則第3項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成2年条例第2号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条第1項の改正規定は、平成3年1月1日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第5項において同じ。）による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例別表第4ア 消防職及び別表第5ア 消防職の表の規定は平成2年12月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成2年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者等の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の福岡県田

川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（給与の内払い）

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（委任）

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成3年条例第2号）

この条例は、平成3年5月2日から施行する。

附 則（平成3年条例第5号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定は、第11条第4項を削る改正規定及び第23条の次に1条を加える改正規定は、平成4年1月1日から施行し、別表第4の改正規定及び別表第5の改正規定は、平成4年4月1日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成3年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替等）

- 3 平成3年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替期間における異動者等の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における職務の級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（給与の内払い）

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（委任）

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成4年条例第8号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の改正規定及び別表第5の改正規定は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成4年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替等）

- 3 平成4年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（扶養手当に関する経過措置）

- 5 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨（第1号に該当する者にあつてはその者が職員となつた日において、第2号に該当する者にあつては切替日において、第3号に該当する者にあつてはその者が同号に該当する者となつた日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がなく、かつ、改正前の条例第11条第2項第2号から第5号までの不要親族がなかつたときは、配偶者がなかつた旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。
 - (1) 切替期間において新たに職員となつた者であつて、その者が職員となつた日に、昭和49年4月1日以前に生まれた者で改正後の条例第11条第2項第2号又は第4号の扶養親族たる用件を具備するもの（以下「新規扶養親族たる子等」という。）を有していたもの
 - (2) 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者
 - (3) 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となつた者
 - (4) 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至つたものがある職員であつた者
 - (5) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者（改正前の条例第12条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）があつた職員であつて、切替期間において配偶者がない職員となり、かつ、その配偶者がない職員となつた日に改正前の条例第11条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかつたもの
 - (6) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかつた職員であつて、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となつた日に改正前の条例第11条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかつたもの

- 6 前項の規定による届出を行つた者に対する改正後の条例第12条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成4年条例第8号。以下「改正条例」という。）附則第5項の規定による届出に」と、「同項第2号」とあるのは「前項第2号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたとき、または改正条例附則第5項の規定による届出が改正条例の施行の日から30日を経過した後にされたときは、それぞれ」とし、同条第3項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第5項」と、「同項第2号」とあるのは「第1項第2号」と、「（配偶者以外の扶養親族で同項」とあるのは「（配偶者以外の扶養親族で同項又は改正条例附則第5項」と、「のうち配偶者以外の扶養親族で同項」とあるのは「のうち配偶者以外の扶養親族で第1項又は改正条例附則第5項」とする。
- 7 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第2項ただし書中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは、「福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成4年条例第8号）の施行の日から30日」とする。
- (1) 施行日から15日以内に新たに職員となつた者に新規扶養親族たる子等がある場合
 - (2) 施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至つた場合
 - (3) 施行日から15日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となつた日に改正前の条例第11条第2項第2号から第5号までの扶養親族がない場合
- （住居手当に関する経過措置）
- 8 切替期間において、改正前の条例第14条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第14条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第14条の規定により施行日を含む引続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第14条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第14条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成5年3月31日（同日前に福岡県田川地区消防組合職員の住居手当支給に関する規則で定める事由が生じた職員にあつては、同規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。
- （給与の内払い）
- 9 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。
- （委任）
- 10 附則第3項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成5年条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条、第18条及び別表第3の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成5年4月1日から適用する。

（期末手当に関する特例）

- 3 平成5年度に限り、改正後の条例第24条第2項の適用については、同項中「100分の50」とあるのは「100分の40」と、「100分の200」とあるのは「100分の210」とする。
- 4 前項の規定により平成6年3月に支給されることとなる期末手当の額が第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得られる額より低い額となる職員に対して同月に支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該控除して得られる額に相当する額とする。
 - (1) 前項の規定を適用しないものとした場合において改正後の条例の第24条第2項の規定により平成6年3月に支給されることとなる期末手当の額
 - (2) 平成5年12月に支給された期末手当の額に210分の10を乗じて得た額

（最高号給等の切替え等）

- 5 平成5年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 6 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者が定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（給与の内払い）

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（委任）

- 8 附則第3項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則（平成6年条例第2号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第5号）

この条例は、平成6年6月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第6号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、平成7年1月1日から施行

する。

- 2 この条例（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。附則第6項において同じ。）による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成6年4月1日から適用する。

（期末手当に関する特例）

- 3 平成6年度に限り、改正後の条例第24条第2項の適用については、同項中「100分の50」とあるのは「100分の40」と、「100分の190」とあるのは「100分の200」とする。

- 4 前項の規定により平成7年3月に支給されることとなる期末手当の額が第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得られる額より低い額となる職員に対して同月に支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該控除して得られる額に相当する額とする。

（1）前項の規定を適用しないものとした場合において改正後の条例の第24条第2項の規定により平成7年3月に支給されることとなる期末手当の額

（2）平成6年12月に支給された期末手当の額に200分の10を乗じて得た額

（最高号給等の切替え等）

- 5 平成6年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 6 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者が定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（給与の内払）

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

（委任）

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成7年条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第4項、第8条、第17条、第18条、第21条及び第23条の2並びに別表第4及び別表第5の改正規定は、平成8年1月1日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成7年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 平成7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は

最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者が定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定めるところによる。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合にはにおいては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

- 6 附則第3項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成8年条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、平成9年1月1日から施行し、別表第4及び別表第5の改正規定は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその職務における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者が定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における職務の級又は号給若しくは給与月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成9年条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条の改正規定は平成10年1月1日から施行し、別表第5の改正規定は平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は平成9年4月1日から適用する。

（最高号給の切替え等）

- 3 平成9年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその職務における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間ににおいて、この条例による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者が定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における職務の級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

（給与の内払）

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成10年条例第4号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、平成11年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は平成10年4月1日から適用する。

（最高号給の切替え等）

- 3 平成10年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその職務における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間ににおいて、この条例による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若し

くは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者が定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における職務の級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成11年条例第4号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条及び第21条の改正規定は平成12年1月1日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。

(最高号給の切替え等)

- 3 平成11年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその職務における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者が定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における職務の級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者が定める。

(期末手当に関する特例)

- 5 平成11年度に限り、改正後の条例24条第2項の適用については、同項中「100分の55」とあるのは「100分の25」と、「100分の145」とあるのは「100分の160」と、「100分の175」とあるのは「100分の190」とする。

- 6 前項の規定により平成12年3月に支給されることとなる期末手当の額が第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得られる額より低い額となる職員に対して同月に支給する期末手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該控除して得られる額とする。

(1) 前項の規定を適用しないものとした場合において改正後の条例24条第2項中「100分の55」とあるものを「100分の50」として平成12年3月に支給されることとなる期末手当の額

(2) 平成11年12月に支給された期末手当の額に190分の25を乗じて得た額

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された

給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成12年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成12年9月1日から適用する。

附 則（平成12年条例第7号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(期末手当等に関する特例)

- 3 平成12年12月に改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第24条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第24条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額（以下「12月期末手当差額」という。）を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とし、平成12年12月に改正前の条例第25条の規定に基づいて支給されたその者の勤勉手当の額が、改正後の条例第25条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、その差額（以下「12月勤勉手当差額」という。）を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とし、平成13年3月に支給されるべきその者の期末手当の額からその額を超えない範囲内で12月期末手当差額と12月勤勉手当差額の合計額を控除した額とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成13年条例第3号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第6号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和13年4月1日から適用する。

(期末手当に関する特例)

- 3 平成13年12月に改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の

条例」という。) 第24条第2項の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第24条第2項の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額(以下「12月期末手当差額」という。)を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とし、平成14年3月に支給されるべきその者の期末手当の額からその額を超えない範囲内で12月期末手当差額を控除した額とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則(平成14年条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項、第4項及び第5項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(最高号給等の切替等)

- 2 平成15年1月1日(以下「切替日」という。)の前日において、その職務の級における最高の給料月額又は最高の号給をこえる給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(平成15年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例第24条第2項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(福岡県田川地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 福岡県田川地区消防組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則(平成15年条例第1号)

この条例は、平成15年4月1日から施行し、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の旅費に関する支給条例、福岡県田川地区消防組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の規定は、この条例の施行の日の以後に出発する旅行

及び管外出動手当（以下「旅行等」という。）について適用し、同日前に出発した旅行等については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替）

- 2 平成15年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が消防職給料表の8級及び9級であつた職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）及び給料月額は、附則別表に定めるとおりとする。

（期間の通算）

- 3 前項の規定により新級が定められる職員の切替日以降における最初の改正後の条例第5条第4項又は第6項ただし書きの規定の適用については、切替日の前日におけるその者の号給を受けていた期間を切替日におけるその者の給料月額を受ける期間に通算する。

附則別表

| 切替日の前日 | | 切替日 | |
|--------|----|-----|---------|
| 級 | 号給 | 級 | 給料月額 |
| 8 | 21 | 7 | 487,100 |
| 9 | 17 | 8 | 497,900 |

附 則（平成15年条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額等の切替え等）

- 2 平成15年12月1日（以下「施行日」という。）の前日において、その職務の級における最高の給料月額又は最高の号給をこえる給料月額を受けていた職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第23条第1項から第3項及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- （1） 平成15年4月1日において職員が受けるべき給料、給料の特別調整額、扶養手当、住居手当及び通勤手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかつた期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数か

ら当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

- (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額
(委任)

- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成16年条例第4号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額等の切替え等)

- 2 平成17年12月1日（以下「施行日」という。）の前日において、その職務の級における最高の給料月額又は最高の号給をこえる給料月額を受けていた職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第23条第1項から第3項及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日において職員が受けるべき給料、給料の特別調整額、扶養手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額
(委任)

- 4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成18年条例第2号）

(改 正 平成18年12月26日条例第3号 第7項から第9項を追加)

(改 正 平成21年11月30日条例第6号 第7項改正 第8号及び第9号削除)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(職務の級の切替え)
 - 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられている旧級の2級の職務の級である職員のうち消防士の階級にある者は、新級の1級の職務の級とし、旧級の3級の職務である職員のうち消防副士長の階級にある者は、新級の2級の職務の級とする。
(号給の切替え)
 - 3 切替日の前日において福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例別表第1の消防職給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。
 - 4 前第2項に定める新級の欄に2の職務の級が掲げられている者のうち、旧級2級の級である職員で消防士の階級にある者及び旧級3級の級である職員で消防副士長の階級にある者にあっては、旧号給及びその者が旧号給を受けていた経過期間に応じて附則別表第2の2に定める号給とする。
(最高号給の切替え等)
 - 5 切替日の前日においてその職務における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、管理者が定める。
(給料表の適用に関する経過措置)
 - 6 切替日において適用する行政職給料表は、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例別表第1によらず、切替日から平成22年3月31日までの間の給料月額は、附則別表第3行政職給料表を適用する。
 - 7 削除
 - 8 削除
 - 9 削除
- 10 附則第2項から前項までに定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成19年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年3月1日から施行する。ただし、第10条第1項、同条第2項及び第11条第3項の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
(級別職務分類表に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現にその属する職務の級が4級である消防士長については、別表第3の改正規定にかかわらず、従前の例による。

附 則（平成19年条例第8号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の一
部改正条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第25条第2項第1号の規定は、平成19年12月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者等の号給等）

2 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の一
部改正条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員並びに平成19年度に限り実施した主査昇任特別試験に合格した職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例及び改正後の一
部改正条例（以下「改正後の一
部改正条例等」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者の定めるところによる。この場合において、平成19年度に限り、現に職務の給が4級である消防士長である職員との権衡上必要があるとして特に管理者が認めた職員にあっては、別表第3の規定にかかわらず、現に職務の給が4級である消防士長の例によることができる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例等の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例及び改正後の一
部改正条例（以下「改正前の条例等」という。）の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例等の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払い）

4 改正後の条例等の規定を適用する場合において、改正前の条例等に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例等の規定による給与の内払いとみなす。

（委任）

5 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成20年条例第1号）

（施行期日等）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第4号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。）による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の規定は、平成21年1月1日から適用する。

3 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第24条及び第25条の規定の適用については、第24条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第25条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

附 則（平成21年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項までの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であっては適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、給料の特別調整額、扶養手当、住居手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

| 給料表 | 職務の級 | 号給 |
|-----------|------|------------|
| 行政職給料表（一） | 1級 | 1号から56号級まで |
| | 2級 | 1号から24号級まで |
| | 3級 | 1号から8号級まで |

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

(委任)

- 3 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関する必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成22年条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え）

- 2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の福岡県田川地区消防組合給与条例附則第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年条例第5号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(委任)

- 3 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関する必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成23年条例第2号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

附 則（平成24年条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、別表第1の改正規定については、平成26年4月1日から適用する。

（勤勉手当に関する特例）

- 2 平成26年12月に支給する勤勉手当に限り、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第25条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と「100分の35」とあるのは「100分の37.5」とする。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年5月1日から施行する。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 2 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額

(福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 3 号）附則第 7 項の規定を受ける職員にあっては、給料月額と同附則第 7 項の規定による給料の額との合計額）が切替日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成 32 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 前項の規定による給料を支給される職員に関する福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（昭和 56 年条例第 1 号。以下「給与条例」という。）第 24 条第 5 項（給与条例第 25 条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 25 条第 3 項の規定の適用については、第 24 条第 5 項及び第 25 条第 3 項中の「給料の月額」とあるのは「給料月額と福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 1 号）附則第 2 項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則（平成 28 年条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成 27 年 5 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例による給与の内払とみなす。

附 則（平成 28 年条例第 8 号）

（施行期日等）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条並びに附則第 3 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第 1 条の規定（福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 25 条の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の給与条例（以下「第 1 条改正後給与条例」という。）の規定 平成 28 年 4 月 1 日
 - (2) 第 1 条改正後給与条例第 25 条の規定 平成 28 年 12 月 1 日

（給与の内払）

第 2 条 第 1 条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、第 1 条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（扶養手当に関する特例）

第 3 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「第 2 条改正後給与条例」という。）第 11 条第 3 項及び第 12 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）について

は、1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）」と「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

附 則（平成29年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第2号）

（施行期日等）

第1条 この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（以下「給

与条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成31年条例第1号)

(施行期日等)

第1条 この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第1 職務の給の切替表

| 給料表 | 旧級 | 新級 |
|---------------------|-----|-----|
| | 1 級 | 1 級 |
| | 2 級 | 1 級 |
| | | 2 級 |
| | 3 級 | 2 級 |
| | | 3 級 |
| 行政職給料表 (旧消防職給料表) | 4 級 | 4 級 |
| | 5 級 | |
| | 6 級 | 5 級 |
| | 7 級 | 6 級 |
| | 8 級 | 7 級 |

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄（以下「新級欄」という。）に掲げられている職務の級である職員及び新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員のうち下位の級に切替えられる職員以外の職員の号給の切替表

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

| 旧号給 | △ 経過期間 | 旧 級 | | | | | | | |
|-----|-----------|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 |
| 1 | 3月未満 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | | 1 | 1 | 1 | 4 | 3 | 1 | 1 |
| 2 | 3月未満 | 19 | 1 | 1 | 1 | 4 | 3 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 20 | 1 | 1 | 1 | 5 | 3 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 21 | 1 | 1 | 1 | 6 | 3 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 22 | 1 | 1 | 1 | 7 | 3 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 23 | 1 | 1 | 1 | 7 | 3 | 1 | 1 |
| 3 | 3月未満 | 23 | 1 | 1 | 1 | 7 | 3 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 24 | 1 | 1 | 1 | 8 | 4 | 1 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 25 | 1 | 1 | 1 | 9 | 5 | 1 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 26 | 2 | 1 | 1 | 10 | 6 | 1 | 1 |
| | 12月以上 | 27 | 4 | 1 | 1 | 11 | 7 | 1 | 1 |
| 4 | 3月未満 | 27 | 4 | 1 | 1 | 11 | 7 | 1 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 28 | 5 | 1 | 1 | 12 | 8 | 2 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 29 | 7 | 1 | 1 | 13 | 9 | 3 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 30 | 8 | 1 | 1 | 15 | 10 | 4 | 1 |
| | 12月以上 | 31 | 9 | 2 | 1 | 16 | 10 | 5 | 1 |
| 5 | 3月未満 | 31 | 9 | 2 | 1 | 16 | 10 | 5 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 32 | 10 | 3 | 1 | 17 | 11 | 6 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 33 | 11 | 4 | 2 | 18 | 12 | 7 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 34 | 12 | 5 | 3 | 18 | 14 | 8 | 1 |
| | 12月以上 | 35 | 13 | 6 | 4 | 19 | 14 | 9 | 1 |
| 6 | 3月未満 | 35 | 13 | 6 | 4 | 19 | 14 | 9 | 1 |
| | 3月以上6月未満 | 36 | 14 | 6 | 5 | 20 | 16 | 10 | 1 |
| | 6月以上9月未満 | 38 | 15 | 7 | 6 | 21 | 17 | 11 | 1 |
| | 9月以上12月未満 | 40 | 16 | 8 | 7 | 22 | 18 | 12 | 1 |
| | 12月以上 | 42 | 17 | 9 | 7 | 23 | 19 | 13 | 2 |
| 7 | 3月未満 | 42 | 17 | 9 | 7 | 23 | 19 | 13 | 2 |
| | 3月以上6月未満 | 43 | 18 | 10 | 8 | 24 | 20 | 14 | 2 |
| | 6月以上9月未満 | 44 | 19 | 11 | 9 | 25 | 21 | 15 | 3 |
| | 9月以上12月未満 | 46 | 20 | 11 | 10 | 26 | 22 | 16 | 4 |
| | 12月以上 | 47 | 21 | 12 | 11 | 27 | 23 | 17 | 5 |
| 8 | 3月未満 | 47 | 21 | 12 | 11 | 27 | 23 | 17 | 5 |
| | 3月以上6月未満 | 49 | 22 | 13 | 12 | 28 | 24 | 19 | 6 |
| | 6月以上9月未満 | 50 | 23 | 14 | 13 | 29 | 25 | 20 | 7 |
| | 9月以上12月未満 | 52 | 24 | 15 | 15 | 29 | 26 | 21 | 8 |
| | 12月以上 | 53 | 24 | 15 | 16 | 30 | 27 | 22 | 8 |
| 9 | 3月未満 | 53 | 24 | 15 | 16 | 30 | 27 | 22 | 8 |
| | 3月以上6月未満 | 55 | 25 | 16 | 17 | 31 | 28 | 23 | 9 |
| | 6月以上9月未満 | 56 | 26 | 17 | 18 | 32 | 29 | 24 | 10 |
| | 9月以上12月未満 | 58 | 27 | 18 | 18 | 33 | 30 | 25 | 11 |
| | 12月以上 | 60 | 28 | 19 | 19 | 34 | 32 | 26 | 11 |

| 旧号給 | 旧 級 経過期間 | 新 級 | | | | | | | |
|-----|-------------|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | |
| 10 | 3月未満 | 30 | 28 | 19 | 19 | 34 | 32 | 26 | 11 |
| | 3月以上6月未満 | 61 | 29 | 19 | 20 | 35 | 33 | 27 | 12 |
| | 6月以上9月未満 | 63 | 30 | 20 | 21 | 36 | 34 | 28 | 13 |
| | 9月以上12月未満 | 64 | 31 | 21 | 22 | 36 | 35 | 29 | 14 |
| | 12月以上 | 66 | 32 | 22 | 23 | 37 | 36 | 30 | 15 |
| 11 | 3月未満 | 66 | 32 | 22 | 23 | 37 | 36 | 30 | 15 |
| | 3月以上6月未満 | 67 | 33 | 23 | 24 | 38 | 37 | 31 | 15 |
| | 6月以上9月未満 | 69 | 34 | 23 | 25 | 39 | 38 | 32 | 16 |
| | 9月以上12月未満 | 71 | 35 | 24 | 26 | 40 | 40 | 33 | 17 |
| | 12月以上 | 73 | 36 | 25 | 27 | 41 | 41 | 35 | 18 |
| 12 | 3月未満 | 73 | 36 | 25 | 27 | 41 | 41 | 35 | 18 |
| | 3月以上6月未満 | 75 | 37 | 26 | 28 | 42 | 43 | 36 | 19 |
| | 6月以上9月未満 | 77 | 38 | 27 | 29 | 43 | 45 | 37 | 20 |
| | 9月以上12月未満 | 79 | 39 | 28 | 29 | 44 | 47 | 38 | 21 |
| | 12月以上 | 81 | 40 | 29 | 30 | 44 | 49 | 40 | 22 |
| 13 | 3月未満 | 81 | 40 | 29 | 30 | 44 | 49 | 40 | 22 |
| | 3月以上6月未満 | 83 | 41 | 30 | 31 | 45 | 52 | 42 | 23 |
| | 6月以上9月未満 | 85 | 42 | 31 | 32 | 46 | 54 | 43 | 24 |
| | 9月以上12月未満 | 87 | 43 | 31 | 33 | 47 | 57 | 44 | 24 |
| | 12月以上 | 89 | 44 | 32 | 34 | 49 | 60 | 46 | 25 |
| 14 | 3月未満 | 89 | 44 | 33 | 34 | 49 | 60 | 46 | 25 |
| | 3月以上6月未満 | 92 | 45 | 33 | 35 | 49 | 63 | 47 | 26 |
| | 6月以上9月未満 | 93 | 47 | 34 | 36 | 51 | 66 | 49 | 27 |
| | 9月以上12月未満 | 93 | 48 | 35 | 36 | 52 | 68 | 51 | 28 |
| | 12月以上 | 93 | 49 | 36 | 37 | 54 | 71 | 53 | 29 |
| 15 | 3月未満 | 93 | 49 | 36 | 37 | 54 | 71 | 53 | 29 |
| | 3月以上6月未満 | 93 | 50 | 37 | 38 | 55 | 73 | 54 | 30 |
| | 6月以上9月未満 | 93 | 52 | 38 | 39 | 56 | 75 | 56 | 31 |
| | 9月以上12月未満 | 93 | 53 | 39 | 40 | 58 | 76 | 58 | 32 |
| | 12月以上 | 93 | 54 | 40 | 41 | 60 | 79 | 59 | 33 |
| 16 | 3月未満 | 93 | 54 | 40 | 41 | 60 | 79 | 59 | 33 |
| | 3月以上6月未満 | 93 | 56 | 41 | 42 | 62 | 80 | 61 | 33 |
| | 6月以上9月未満 | 93 | 57 | 42 | 43 | 65 | 82 | 62 | 34 |
| | 9月以上12月未満 | 93 | 58 | 43 | 44 | 67 | 84 | 63 | 34 |
| | 12月以上 | 93 | 60 | 44 | 44 | 69 | 86 | 64 | 35 |
| 17 | 3月未満 | 93 | 60 | 44 | 44 | 69 | 86 | 64 | 35 |
| | 3月以上6月未満 | 93 | 61 | 45 | 45 | 71 | 87 | 65 | 36 |
| | 6月以上9月未満 | 93 | 63 | 46 | 46 | 73 | 88 | 66 | 36 |
| | 9月以上12月未満 | 93 | 64 | 47 | 47 | 75 | 89 | 67 | 37 |
| | 12月以上 | 93 | 66 | 48 | 49 | 77 | 90 | 68 | 37 |
| 18 | 3月未満 | 93 | 66 | 48 | 49 | 77 | 90 | 68 | 37 |
| | 3月以上6月未満 | 93 | 68 | 49 | 49 | 79 | 91 | 70 | 38 |
| | 6月以上9月未満 | 93 | 69 | 50 | 51 | 81 | 92 | 71 | 39 |
| | 9月以上12月未満 | 93 | 71 | 51 | 52 | 83 | 93 | 72 | 40 |
| | 12月以上 | 93 | 73 | 52 | 54 | 85 | 94 | 72 | 40 |
| 19 | 3月未満 | 93 | 73 | 52 | 54 | 85 | 94 | 72 | 40 |
| | 3月以上6月未満 | 93 | 76 | 53 | 55 | 86 | 95 | 73 | 41 |
| | 6月以上9月未満 | 93 | 80 | 54 | 56 | 87 | 96 | 74 | 42 |
| | 9月以上12月未満 | 93 | 84 | 55 | 58 | 88 | 97 | 75 | 43 |
| | 12月以上 | 93 | 88 | 56 | 60 | 89 | 98 | 76 | 44 |

| 旧号給 | 旧 級 経過期間 | 旧 級 | | | | | | | |
|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 |
| 20 | 3月未満 | 93 | 88 | 56 | 60 | 89 | 98 | 76 | 44 |
| | 3月以上6月未満 | 93 | 92 | 57 | 62 | 90 | 99 | 77 | 45 |
| | 6月以上9月未満 | 93 | 96 | 58 | 65 | 91 | 100 | 77 | 45 |
| | 9月以上12月未満 | 93 | 101 | 60 | 67 | 92 | 101 | 77 | 46 |
| | 12月以上 | 93 | 104 | 61 | 69 | 92 | 102 | 77 | 47 |
| 21 | 3月未満 | 93 | 104 | 61 | 69 | 92 | 103 | 77 | 47 |
| | 3月以上6月未満 | 93 | 109 | 63 | 69 | 93 | 103 | 77 | 48 |
| | 6月以上9月未満 | 93 | 113 | 65 | 71 | 94 | 104 | 77 | 48 |
| | 9月以上12月未満 | 93 | 118 | 67 | 71 | 95 | 105 | 77 | 49 |
| | 12月以上 | 93 | 122 | 69 | 73 | 96 | 106 | 77 | 50 |
| 22 | 3月未満 | 93 | 122 | 69 | 73 | 96 | 106 | 77 | |
| | 3月以上6月未満 | 93 | 125 | 71 | 74 | 97 | 107 | 77 | |
| | 6月以上9月未満 | 93 | 125 | 74 | 75 | 98 | 108 | 77 | |
| | 9月以上12月未満 | 93 | 125 | 77 | 75 | 99 | 109 | 77 | |
| | 12月以上 | 93 | 125 | 80 | 77 | 100 | 110 | 77 | |
| 23 | 3月未満 | 93 | 125 | 80 | 77 | 100 | 110 | 77 | |
| | 3月以上6月未満 | 93 | 125 | 83 | 79 | 101 | 111 | 77 | |
| | 6月以上9月未満 | 93 | 125 | 87 | 81 | 102 | 112 | 77 | |
| | 9月以上12月未満 | 93 | 125 | 90 | 83 | 103 | 113 | 77 | |
| | 12月以上 | 93 | 125 | 93 | 85 | 104 | 114 | 77 | |
| 24 | 3月未満 | 93 | 125 | 93 | 85 | 104 | 114 | 77 | |
| | 3月以上6月未満 | 93 | 125 | 96 | 86 | 105 | 115 | 77 | |
| | 6月以上9月未満 | 93 | 125 | 100 | 87 | 106 | 116 | 77 | |
| | 9月以上12月未満 | 93 | 125 | 104 | 88 | 107 | 117 | 77 | |
| | 12月以上 | 93 | 125 | 107 | 89 | 108 | 118 | 77 | |
| 25 | 3月未満 | 93 | 125 | 107 | 89 | 108 | 118 | | |
| | 3月以上6月未満 | 93 | 125 | 111 | 90 | 109 | 119 | | |
| | 6月以上9月未満 | 93 | 125 | 113 | 91 | 110 | 120 | | |
| | 9月以上12月未満 | 93 | 125 | 113 | 92 | 111 | 120 | | |
| | 12月以上 | 93 | 125 | 113 | 92 | 112 | 120 | | |
| 26 | 3月未満 | 93 | 125 | 113 | 92 | 112 | 120 | | |
| | 3月以上6月未満 | 93 | 125 | 113 | 93 | 113 | 120 | | |
| | 6月以上9月未満 | 93 | 125 | 113 | 94 | 114 | 120 | | |
| | 9月以上12月未満 | 93 | 125 | 113 | 95 | 115 | 120 | | |
| | 12月以上 | 93 | 125 | 113 | 96 | 116 | 120 | | |
| 27 | 3月未満 | 93 | 125 | 113 | 96 | 116 | 120 | | |
| | 3月以上6月未満 | 93 | 125 | 113 | 97 | 117 | 120 | | |
| | 6月以上9月未満 | 93 | 125 | 113 | 98 | 118 | 120 | | |
| | 9月以上12月未満 | 93 | 125 | 113 | 99 | 119 | 120 | | |
| | 12月以上 | 93 | 125 | 113 | 100 | 120 | 120 | | |
| 28 | 3月未満 | 93 | 125 | 113 | 100 | 120 | | | |
| | 3月以上6月未満 | 93 | 125 | 113 | 101 | 121 | | | |
| | 6月以上9月未満 | 93 | 125 | 113 | 102 | 122 | | | |
| | 9月以上12月未満 | 93 | 125 | 113 | 103 | 123 | | | |
| | 12月以上 | 93 | 125 | 113 | 104 | 124 | | | |
| 29 | 3月未満 | 93 | 125 | 113 | 104 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | 93 | 125 | 113 | 104 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | 93 | 125 | 113 | 105 | | | | |
| | 9月以上12月未満 | 93 | 125 | 113 | 105 | | | | |
| | 12月以上 | 93 | 125 | 113 | 106 | | | | |

| 旧号給 | 旧 級 経過期間 | 新 級 | | | | | | |
|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 |
| 30 | 3月未満 | 93 | 125 | 113 | 106 | | | |
| | 3月以上6月未満 | 93 | 125 | 113 | 106 | | | |
| | 6月以上9月未満 | 93 | 125 | 113 | 107 | | | |
| | 9月以上12月未満 | 93 | 125 | 113 | 107 | | | |
| | 12月以上 | 93 | 125 | 113 | 108 | | | |
| 31 | 3月未満 | 93 | 125 | 113 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | 93 | 125 | 113 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | 93 | 125 | 113 | | | | |
| | 9月以上12月未満 | 93 | 125 | 113 | | | | |
| | 12月以上 | 93 | 125 | 113 | | | | |
| 32 | 3月未満 | 93 | 125 | 113 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | 93 | 125 | 113 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | 93 | 125 | 113 | | | | |
| | 9月以上12月未満 | 93 | 125 | 113 | | | | |
| | 12月以上 | 93 | 125 | 113 | | | | |
| 33 | 3月未満 | 93 | 125 | 113 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | 93 | 125 | 113 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | 93 | 125 | 113 | | | | |
| | 9月以上12月未満 | 93 | 125 | 113 | | | | |
| | 12月以上 | 93 | 125 | 113 | | | | |
| 34 | 3月未満 | | 125 | 113 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | | 125 | 113 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | | 125 | 113 | | | | |
| | 9月以上12月未満 | | 125 | 113 | | | | |
| | 12月以上 | | 125 | 113 | | | | |
| 35 | 3月未満 | | 125 | 113 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | | 125 | 113 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | | 125 | 113 | | | | |
| | 9月以上12月未満 | | 125 | 113 | | | | |
| | 12月以上 | | 125 | 113 | | | | |
| 36 | 3月未満 | | 125 | | | | | |
| | 3月以上6月未満 | | 125 | | | | | |
| | 6月以上9月未満 | | 125 | | | | | |
| | 9月以上12月未満 | | 125 | | | | | |
| | 12月以上 | | 125 | | | | | |
| 37 | 3月未満 | | | | | | | |
| | 3月以上6月未満 | | | | | | | |
| | 6月以上9月未満 | | | | | | | |
| | 9月以上12月未満 | | | | | | | |
| | 12月以上 | | | | | | | |

附則別表第2の2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に掲げられている二の職務に掲げられている職務の級である職員のうち、2級に在職する消防士を1級に切り替える場合及び3級に在職する消防副士長を2級に切り替える場合の号給の切替表

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

| 旧号給 | 経過期間 | 旧 級 | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 |
|-----|-----------|------|----------|----------|-----------|-------|----|----|----|----|----|
| | | 3月未満 | 3月以上6月末満 | 6月以上9月末満 | 9月以上12月末満 | 12月以上 | | | | | |
| 1 | 3月未満 | | | | | | | | | | |
| | 3月以上6月末満 | | | | | | | | | | |
| | 6月以上9月末満 | | | | | | | | | | |
| | 9月以上12月末満 | | | | | | | | | | |
| | 12月以上 | | | | | 9 | | | | | |
| 2 | 3月未満 | | 26 | 9 | | | | | | | |
| | 3月以上6月末満 | | 27 | 11 | | | | | | | |
| | 6月以上9月末満 | | 28 | 12 | | | | | | | |
| | 9月以上12月末満 | | 30 | 13 | | | | | | | |
| | 12月以上 | | 31 | 14 | | | | | | | |
| 3 | 3月未満 | | 31 | 14 | | | | | | | |
| | 3月以上6月末満 | | 32 | 15 | | | | | | | |
| | 6月以上9月末満 | | 33 | 16 | | | | | | | |
| | 9月以上12月末満 | | 35 | 17 | | | | | | | |
| | 12月以上 | | 36 | 18 | | | | | | | |
| 4 | 3月未満 | | 36 | 18 | | | | | | | |
| | 3月以上6月末満 | | 38 | 19 | | | | | | | |
| | 6月以上9月末満 | | 40 | 20 | | | | | | | |
| | 9月以上12月末満 | | 42 | 21 | | | | | | | |
| | 12月以上 | | 44 | 22 | | | | | | | |
| 5 | 3月未満 | | 44 | 22 | | | | | | | |
| | 3月以上6月末満 | | 45 | 23 | | | | | | | |
| | 6月以上9月末満 | | 46 | 24 | | | | | | | |
| | 9月以上12月末満 | | 48 | 25 | | | | | | | |
| | 12月以上 | | 49 | 26 | | | | | | | |
| 6 | 3月未満 | | 49 | 26 | | | | | | | |
| | 3月以上6月末満 | | 51 | 27 | | | | | | | |
| | 6月以上9月末満 | | 53 | 28 | | | | | | | |
| | 9月以上12月末満 | | 54 | 29 | | | | | | | |
| | 12月以上 | | 56 | 30 | | | | | | | |
| 7 | 3月未満 | | 56 | 30 | | | | | | | |
| | 3月以上6月末満 | | 57 | 31 | | | | | | | |
| | 6月以上9月末満 | | 59 | 31 | | | | | | | |
| | 9月以上12月末満 | | 61 | 32 | | | | | | | |
| | 12月以上 | | 62 | 33 | | | | | | | |
| 8 | 3月未満 | | 62 | 33 | | | | | | | |
| | 3月以上6月末満 | | 64 | 34 | | | | | | | |
| | 6月以上9月末満 | | 65 | 35 | | | | | | | |
| | 9月以上12月末満 | | 67 | 36 | | | | | | | |
| | 12月以上 | | 68 | 38 | | | | | | | |
| 9 | 3月未満 | | 68 | 38 | | | | | | | |
| | 3月以上6月末満 | | 70 | 39 | | | | | | | |
| | 6月以上9月末満 | | 73 | 40 | | | | | | | |
| | 9月以上12月末満 | | 75 | 41 | | | | | | | |
| | 12月以上 | | 77 | 42 | | | | | | | |

| 旧号給 | 旧 級 経過期間 | 新 級 | | | | | | |
|-----|-------------|-----|----|-----|----|----|----|----|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 |
| 10 | 3月未満 | | 77 | 42 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | | 79 | 43 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | | 81 | 44 | | | | |
| | 9月以上12月未満 | | 84 | 45 | | | | |
| | 12月以上 | | 86 | 46 | | | | |
| 11 | 3月未満 | | 86 | 46 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | | 88 | 47 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | | 90 | 48 | | | | |
| | 9月以上12月未満 | | | 50 | | | | |
| | 12月以上 | | | 51 | | | | |
| 12 | 3月未満 | | | 51 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | | | 52 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | | | 53 | | | | |
| | 9月以上12月未満 | | | 55 | | | | |
| | 12月以上 | | | 56 | | | | |
| 13 | 3月未満 | | | 56 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | | | 58 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | | | 59 | | | | |
| | 9月以上12月未満 | | | 61 | | | | |
| | 12月以上 | | | 63 | | | | |
| 14 | 3月未満 | | | 63 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | | | 64 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | | | 66 | | | | |
| | 9月以上12月未満 | | | 68 | | | | |
| | 12月以上 | | | 70 | | | | |
| 15 | 3月未満 | | | 70 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | | | 72 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | | | 75 | | | | |
| | 9月以上12月未満 | | | 79 | | | | |
| | 12月以上 | | | 83 | | | | |
| 16 | 3月未満 | | | 83 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | | | 89 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | | | 93 | | | | |
| | 9月以上12月未満 | | | 98 | | | | |
| | 12月以上 | | | 103 | | | | |
| 17 | 3月未満 | | | 103 | | | | |
| | 3月以上6月未満 | | | 108 | | | | |
| | 6月以上9月未満 | | | 113 | | | | |
| | 9月以上12月未満 | | | 118 | | | | |
| | 12月以上 | | | 123 | | | | |
| 18 | 3月未満 | | | | | | | |
| | 3月以上6月未満 | | | | | | | |
| | 6月以上9月未満 | | | | | | | |
| | 9月以上12月未満 | | | | | | | |
| | 12月以上 | | | | | | | |
| 19 | 3月未満 | | | | | | | |
| | 3月以上6月未満 | | | | | | | |
| | 6月以上9月未満 | | | | | | | |
| | 9月以上12月未満 | | | | | | | |
| | 12月以上 | | | | | | | |

| 旧号給 | 旧 級 経過期間 | 新 級 | | | | | | |
|-----|-------------|-----|----|----|----|----|----|----|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 |
| 20 | 3月未満 | | | | | | | |
| | 3月以上6月末満 | | | | | | | |
| | 6月以上9月末満 | | | | | | | |
| | 9月以上12月末満 | | | | | | | |
| | 12月以上 | | | | | | | |
| 21 | 3月未満 | | | | | | | |
| | 3月以上6月末満 | | | | | | | |
| | 6月以上9月末満 | | | | | | | |
| | 9月以上12月末満 | | | | | | | |
| | 12月以上 | | | | | | | |

附則別表第3（附則第6項関係）

行政職給料表

| 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 号 級 | 給料月額 |
| 1 | 135,600 | 185,800 | 222,900 | 261,900 | 289,200 | 320,600 | 366,200 |
| 2 | 136,700 | 187,600 | 224,800 | 264,000 | 291,500 | 322,900 | 368,800 |
| 3 | 137,900 | 189,400 | 226,700 | 266,000 | 293,800 | 325,200 | 371,400 |
| 4 | 139,000 | 191,200 | 228,500 | 268,100 | 296,100 | 327,500 | 374,000 |
| | | | | | | | |
| 5 | 140,100 | 192,800 | 230,200 | 270,200 | 298,200 | 329,800 | 376,600 |
| 6 | 141,200 | 194,600 | 232,100 | 272,300 | 300,500 | 331,900 | 379,200 |
| 7 | 142,300 | 196,400 | 234,000 | 274,400 | 302,800 | 334,100 | 381,800 |
| 8 | 143,400 | 198,200 | 235,800 | 276,500 | 305,100 | 336,300 | 384,400 |
| | | | | | | | |
| 9 | 144,500 | 200,000 | 237,500 | 278,600 | 307,300 | 338,600 | 387,000 |
| 10 | 145,900 | 201,800 | 239,400 | 280,700 | 309,600 | 340,800 | 389,700 |
| 11 | 147,200 | 203,600 | 241,200 | 282,800 | 311,900 | 343,000 | 392,400 |
| 12 | 148,500 | 205,400 | 243,100 | 284,900 | 314,200 | 345,200 | 395,100 |
| | | | | | | | |
| 13 | 149,800 | 207,000 | 244,900 | 287,000 | 316,400 | 347,200 | 397,700 |
| 14 | 151,300 | 208,900 | 246,800 | 289,100 | 318,600 | 349,300 | 400,000 |
| 15 | 152,800 | 210,800 | 248,600 | 291,200 | 320,800 | 351,400 | 402,400 |
| 16 | 154,400 | 212,700 | 250,400 | 293,300 | 323,000 | 353,500 | 404,800 |
| | | | | | | | |
| 17 | 155,700 | 214,600 | 252,200 | 295,400 | 325,200 | 355,700 | 407,100 |
| 18 | 157,200 | 216,500 | 254,200 | 297,500 | 327,300 | 357,700 | 409,200 |
| 19 | 158,700 | 218,400 | 256,200 | 299,600 | 329,400 | 359,700 | 411,300 |
| 20 | 160,200 | 220,300 | 258,200 | 301,700 | 331,400 | 361,700 | 413,400 |
| | | | | | | | |
| 21 | 161,600 | 222,000 | 260,100 | 303,800 | 333,500 | 363,800 | 415,500 |
| 22 | 164,300 | 223,900 | 262,000 | 305,900 | 335,600 | 365,700 | 417,500 |
| 23 | 166,900 | 225,800 | 263,900 | 308,000 | 337,700 | 367,700 | 419,500 |
| 24 | 169,500 | 227,700 | 265,700 | 310,100 | 339,800 | 369,700 | 421,500 |
| | | | | | | | |
| 25 | 172,200 | 229,300 | 267,700 | 312,100 | 341,700 | 371,800 | 423,600 |
| 26 | 173,900 | 231,100 | 269,600 | 314,200 | 343,700 | 373,800 | 425,200 |
| 27 | 175,600 | 232,800 | 271,500 | 316,300 | 345,700 | 375,800 | 426,800 |
| 28 | 177,300 | 234,600 | 273,400 | 318,400 | 347,700 | 377,800 | 428,400 |
| | | | | | | | |
| 29 | 178,800 | 236,100 | 275,300 | 320,400 | 349,600 | 379,800 | 430,100 |
| 30 | 180,600 | 237,600 | 277,200 | 322,500 | 351,500 | 381,700 | 431,400 |
| 31 | 182,400 | 239,100 | 279,100 | 324,600 | 353,400 | 383,600 | 432,700 |
| 32 | 184,200 | 240,600 | 281,000 | 326,700 | 355,300 | 385,500 | 434,000 |
| | | | | | | | |
| 33 | 185,800 | 242,100 | 282,700 | 328,600 | 357,200 | 387,300 | 435,300 |
| 34 | 187,300 | 243,600 | 284,600 | 330,600 | 359,000 | 389,000 | 436,600 |
| 35 | 188,800 | 245,100 | 286,500 | 332,700 | 360,800 | 390,700 | 437,900 |
| 36 | 190,300 | 246,700 | 288,400 | 334,800 | 362,600 | 392,400 | 439,100 |
| | | | | | | | |
| 37 | 191,600 | 248,000 | 290,100 | 336,700 | 364,500 | 394,100 | 440,400 |
| 38 | 192,900 | 249,600 | 291,900 | 338,700 | 365,900 | 395,300 | 441,300 |
| 39 | 194,200 | 251,200 | 293,700 | 340,700 | 367,400 | 396,500 | 442,200 |

| | | | | | | | |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 40 | 195, 500 | 252, 800 | 295, 500 | 342, 700 | 368, 900 | 397, 700 | 443, 100 |
| | | | | | | | |
| 41 | 196, 900 | 254, 200 | 297, 400 | 344, 600 | 370, 400 | 398, 900 | 443, 900 |
| 42 | 198, 200 | 255, 600 | 299, 100 | 346, 500 | 371, 600 | 400, 100 | 444, 700 |
| 43 | 199, 500 | 257, 000 | 300, 800 | 348, 400 | 372, 800 | 401, 300 | 445, 500 |
| 44 | 200, 800 | 258, 400 | 302, 500 | 350, 300 | 374, 000 | 402, 500 | 446, 300 |
| | | | | | | | |
| 45 | 202, 000 | 259, 700 | 304, 200 | 352, 200 | 375, 000 | 403, 500 | 447, 100 |
| 46 | 203, 300 | 261, 100 | 305, 900 | 353, 800 | 375, 900 | 404, 200 | 447, 900 |
| 47 | 204, 600 | 262, 500 | 307, 600 | 355, 400 | 376, 800 | 404, 900 | 448, 700 |
| 48 | 205, 900 | 263, 900 | 309, 300 | 357, 000 | 377, 700 | 405, 600 | 449, 500 |
| | | | | | | | |
| 49 | 207, 100 | 265, 200 | 310, 800 | 358, 700 | 378, 700 | 406, 400 | 450, 100 |
| 50 | 208, 200 | 266, 400 | 312, 400 | 359, 900 | 379, 500 | 407, 100 | 450, 900 |
| 51 | 209, 300 | 267, 700 | 314, 000 | 361, 100 | 380, 300 | 407, 800 | 451, 700 |
| 52 | 210, 400 | 269, 000 | 315, 600 | 362, 300 | 381, 100 | 408, 500 | 452, 500 |
| | | | | | | | |
| 53 | 211, 600 | 270, 100 | 317, 300 | 363, 300 | 382, 000 | 409, 300 | 453, 100 |
| 54 | 212, 600 | 271, 400 | 318, 900 | 364, 400 | 382, 700 | 410, 000 | 453, 900 |
| 55 | 213, 600 | 272, 700 | 320, 500 | 365, 400 | 383, 400 | 410, 700 | 454, 700 |
| 56 | 214, 600 | 274, 000 | 322, 100 | 366, 500 | 384, 100 | 411, 400 | 455, 500 |
| | | | | | | | |
| 57 | 215, 400 | 275, 200 | 323, 600 | 367, 400 | 384, 800 | 412, 100 | 456, 100 |
| 58 | 216, 400 | 276, 300 | 324, 800 | 368, 100 | 385, 500 | 412, 800 | 456, 900 |
| 59 | 217, 300 | 277, 400 | 326, 000 | 368, 800 | 386, 200 | 413, 500 | 457, 700 |
| 60 | 218, 300 | 278, 500 | 327, 200 | 369, 500 | 386, 900 | 414, 200 | 458, 500 |
| | | | | | | | |
| 61 | 219, 200 | 279, 700 | 328, 300 | 370, 100 | 387, 400 | 414, 800 | 459, 100 |
| 62 | 220, 200 | 280, 700 | 329, 300 | 370, 800 | 388, 100 | 415, 500 | |
| 63 | 221, 200 | 281, 700 | 330, 200 | 371, 500 | 388, 800 | 416, 200 | |
| 64 | 222, 200 | 282, 700 | 331, 200 | 372, 200 | 389, 500 | 416, 900 | |
| | | | | | | | |
| 65 | 223, 000 | 283, 700 | 332, 100 | 372, 700 | 390, 000 | 417, 400 | |
| 66 | 224, 000 | 284, 600 | 332, 900 | 373, 400 | 390, 700 | 418, 000 | |
| 67 | 225, 000 | 285, 500 | 333, 700 | 374, 100 | 391, 400 | 418, 700 | |
| 68 | 226, 100 | 286, 400 | 334, 500 | 374, 800 | 392, 100 | 419, 400 | |
| | | | | | | | |
| 69 | 226, 900 | 287, 400 | 335, 400 | 375, 300 | 392, 600 | 419, 900 | |
| 70 | 227, 700 | 288, 200 | 336, 100 | 376, 000 | 393, 300 | 420, 600 | |
| 71 | 228, 500 | 289, 000 | 336, 800 | 376, 700 | 394, 000 | 421, 300 | |
| 72 | 229, 300 | 289, 800 | 337, 500 | 377, 400 | 394, 700 | 422, 000 | |
| | | | | | | | |
| 73 | 230, 100 | 290, 600 | 338, 000 | 377, 900 | 395, 200 | 422, 500 | |
| 74 | 230, 800 | 291, 100 | 338, 600 | 378, 600 | 395, 900 | 423, 200 | |
| 75 | 231, 500 | 291, 600 | 339, 200 | 379, 300 | 396, 600 | 423, 900 | |
| 76 | 232, 200 | 292, 100 | 339, 800 | 380, 000 | 397, 300 | 424, 600 | |
| | | | | | | | |
| 77 | 233, 000 | 292, 500 | 340, 200 | 380, 500 | 397, 800 | 425, 100 | |
| 78 | 233, 800 | 292, 900 | 340, 700 | 381, 100 | 398, 500 | | |
| 79 | 234, 600 | 293, 300 | 341, 200 | 381, 700 | 399, 200 | | |
| 80 | 235, 400 | 293, 700 | 341, 700 | 382, 300 | 399, 900 | | |

再任用職員以外の職員

再任用職員以外の職員

| | | | | | | | |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|--|--|
| 81 | 236, 100 | 294, 000 | 342, 200 | 383, 000 | 400, 400 | | |
| 82 | 236, 800 | 294, 400 | 342, 700 | 383, 600 | 401, 100 | | |
| 83 | 237, 500 | 294, 800 | 343, 200 | 384, 200 | 401, 800 | | |
| 84 | 238, 200 | 295, 200 | 343, 700 | 384, 800 | 402, 500 | | |
| | | | | | | | |
| 85 | 239, 000 | 295, 500 | 344, 200 | 385, 500 | 403, 000 | | |
| 86 | 239, 700 | 295, 900 | 344, 700 | 386, 100 | 403, 500 | | |
| 87 | 240, 400 | 296, 300 | 345, 200 | 386, 700 | 404, 300 | | |
| 88 | 241, 100 | 296, 700 | 345, 700 | 387, 300 | 405, 100 | | |
| | | | | | | | |
| 89 | 241, 900 | 297, 000 | 346, 100 | 388, 000 | 405, 900 | | |
| 90 | 242, 400 | 297, 400 | 346, 600 | 388, 600 | 406, 600 | | |
| 91 | 242, 900 | 297, 800 | 347, 100 | 389, 200 | 407, 300 | | |
| 92 | 243, 400 | 298, 200 | 347, 600 | 389, 800 | 408, 000 | | |
| | | | | | | | |
| 93 | 243, 700 | 298, 400 | 347, 900 | 390, 500 | 408, 700 | | |
| 94 | | 298, 800 | 348, 400 | 391, 000 | 409, 200 | | |
| 95 | | 299, 200 | 348, 900 | 391, 600 | 409, 900 | | |
| 96 | | 299, 600 | 349, 400 | 392, 100 | 410, 600 | | |
| | | | | | | | |
| 97 | | 299, 800 | 349, 700 | 392, 700 | 411, 300 | | |
| 98 | | 300, 200 | 350, 200 | 393, 300 | 411, 800 | | |
| 99 | | 300, 600 | 350, 700 | 393, 900 | 412, 400 | | |
| 100 | | 301, 000 | 351, 200 | 394, 400 | 413, 000 | | |
| | | | | | | | |
| 101 | | 301, 200 | 351, 500 | 395, 000 | 413, 600 | | |
| 102 | | 301, 600 | 351, 900 | 395, 600 | 414, 200 | | |
| 103 | | 302, 000 | 352, 300 | 396, 200 | 414, 800 | | |
| 104 | | 302, 400 | 352, 700 | 396, 700 | 415, 400 | | |
| | | | | | | | |
| 105 | | 302, 600 | 353, 200 | 397, 200 | 416, 000 | | |
| 106 | | 303, 000 | 353, 600 | 397, 700 | 416, 600 | | |
| 107 | | 303, 400 | 354, 000 | 398, 200 | 417, 200 | | |
| 108 | | 303, 800 | 354, 400 | 398, 600 | 417, 800 | | |
| | | | | | | | |
| 109 | | 304, 000 | 354, 900 | 399, 100 | 418, 300 | | |
| 110 | | 304, 400 | 355, 300 | 399, 600 | 418, 900 | | |
| 111 | | 304, 800 | 355, 700 | 400, 100 | 419, 500 | | |
| 112 | | 305, 200 | 356, 100 | 400, 500 | 420, 100 | | |
| | | | | | | | |
| 113 | | 305, 400 | 356, 600 | 401, 000 | 420, 700 | | |
| 114 | | 305, 800 | | 401, 500 | 421, 300 | | |
| 115 | | 306, 200 | | 402, 000 | 421, 900 | | |
| 116 | | 306, 600 | | 402, 400 | 422, 500 | | |
| | | | | | | | |
| 117 | | 306, 800 | | 402, 900 | 423, 100 | | |
| 118 | | 307, 100 | | 403, 400 | 423, 700 | | |
| 119 | | 307, 400 | | 403, 900 | 424, 300 | | |
| 120 | | 307, 700 | | 404, 300 | 424, 900 | | |
| | | | | | | | |
| 121 | | 308, 100 | | 404, 800 | | | |
| 122 | | 308, 400 | | 405, 300 | | | |

| | | | | | | | | |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 123 | | 308,700 | | 405,800 | | | |
| | 124 | | 309,000 | | 406,200 | | | |
| | | | | | | | | |
| | 125 | | 309,400 | | | | | |
| 再任用職員 | | 186,500 | 214,200 | 258,600 | 278,900 | 294,500 | 320,600 | 363,600 |

別表第1(第4条関係)

行政給料表

| 職務の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | |
|------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 職員の区分号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | |
| 再任用職員以外の職員 | 1 | 144,100 | 194,000 | 230,000 | 263,000 | 288,900 | 319,200 | 362,900 |
| | 2 | 145,200 | 195,800 | 231,600 | 264,900 | 291,100 | 321,400 | 365,500 |
| | 3 | 146,400 | 197,600 | 233,100 | 266,700 | 293,400 | 323,700 | 367,900 |
| | 4 | 147,500 | 199,400 | 234,700 | 268,800 | 295,500 | 325,900 | 370,500 |
| | | | | | | | | |
| | 5 | 148,600 | 200,900 | 236,100 | 270,500 | 297,400 | 328,100 | 372,400 |
| | 6 | 149,700 | 202,700 | 237,800 | 272,400 | 299,700 | 330,100 | 374,900 |
| | 7 | 150,800 | 204,500 | 239,300 | 274,300 | 302,000 | 332,300 | 377,200 |
| | 8 | 151,900 | 206,300 | 240,900 | 276,400 | 304,200 | 334,500 | 379,700 |
| | | | | | | | | |
| | 9 | 153,000 | 207,900 | 242,100 | 278,400 | 306,100 | 336,400 | 382,100 |
| | 10 | 154,400 | 209,700 | 243,600 | 280,400 | 308,400 | 338,600 | 384,800 |
| | 11 | 155,700 | 211,500 | 245,200 | 282,500 | 310,600 | 340,600 | 387,400 |
| | 12 | 157,000 | 213,300 | 246,600 | 284,500 | 312,900 | 342,800 | 390,100 |
| | | | | | | | | |
| | 13 | 158,300 | 214,700 | 248,100 | 286,500 | 315,000 | 344,600 | 392,500 |
| | 14 | 159,800 | 216,500 | 249,600 | 288,600 | 317,100 | 346,600 | 394,800 |
| | 15 | 161,300 | 218,200 | 250,900 | 290,600 | 319,300 | 348,600 | 397,000 |
| | 16 | 162,900 | 220,000 | 252,300 | 292,600 | 321,400 | 350,600 | 399,400 |
| | | | | | | | | |
| | 17 | 164,200 | 221,700 | 253,800 | 294,400 | 323,300 | 352,300 | 401,200 |
| | 18 | 165,700 | 223,400 | 255,400 | 296,400 | 325,300 | 354,300 | 403,200 |
| | 19 | 167,200 | 225,000 | 257,100 | 298,500 | 327,300 | 356,100 | 405,100 |
| | 20 | 168,700 | 226,600 | 258,900 | 300,500 | 329,300 | 358,000 | 406,900 |
| | | | | | | | | |
| | 21 | 170,100 | 228,000 | 260,500 | 302,400 | 331,000 | 359,900 | 408,800 |
| | 22 | 172,800 | 229,700 | 262,300 | 304,500 | 333,100 | 361,800 | 410,600 |
| | 23 | 175,400 | 231,300 | 264,000 | 306,500 | 335,100 | 363,800 | 412,400 |
| | 24 | 178,000 | 232,900 | 265,700 | 308,600 | 337,200 | 365,700 | 414,300 |
| | | | | | | | | |
| | 25 | 180,700 | 234,000 | 267,600 | 310,300 | 338,600 | 367,700 | 416,100 |
| | 26 | 182,400 | 235,500 | 269,500 | 312,400 | 340,500 | 369,600 | 417,600 |
| | 27 | 184,000 | 236,900 | 271,300 | 314,400 | 342,400 | 371,600 | 419,100 |

| | | | | | | | |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 28 | 185, 700 | 238, 200 | 273, 100 | 316, 400 | 344, 300 | 373, 600 | 420, 700 |
| | | | | | | | |
| 29 | 187, 200 | 239, 500 | 274, 800 | 318, 100 | 345, 900 | 375, 100 | 422, 300 |
| 30 | 188, 900 | 240, 700 | 276, 700 | 320, 100 | 347, 800 | 376, 900 | 423, 600 |
| 31 | 190, 700 | 241, 700 | 278, 600 | 322, 200 | 349, 700 | 378, 700 | 424, 900 |
| 32 | 192, 400 | 242, 900 | 280, 300 | 324, 300 | 351, 500 | 380, 300 | 426, 100 |
| | | | | | | | |
| 33 | 194, 000 | 244, 200 | 281, 800 | 325, 500 | 353, 400 | 382, 100 | 427, 300 |
| 34 | 195, 400 | 245, 300 | 283, 700 | 327, 500 | 355, 200 | 383, 500 | 428, 600 |
| 35 | 196, 900 | 246, 500 | 285, 500 | 329, 400 | 357, 000 | 385, 000 | 429, 900 |
| 36 | 198, 400 | 247, 800 | 287, 400 | 331, 500 | 358, 700 | 386, 600 | 431, 100 |
| | | | | | | | |
| 37 | 199, 700 | 248, 700 | 289, 000 | 333, 400 | 360, 100 | 388, 000 | 432, 300 |
| 38 | 201, 000 | 250, 100 | 290, 700 | 335, 300 | 361, 400 | 389, 200 | 433, 100 |
| 39 | 202, 200 | 251, 500 | 292, 500 | 337, 300 | 362, 800 | 390, 400 | 433, 900 |
| 40 | 203, 500 | 252, 900 | 294, 300 | 339, 200 | 364, 200 | 391, 500 | 434, 700 |
| | | | | | | | |
| 41 | 204, 800 | 254, 300 | 295, 800 | 341, 100 | 365, 500 | 392, 600 | 435, 300 |
| 42 | 206, 100 | 255, 700 | 297, 500 | 343, 000 | 366, 400 | 393, 800 | 436, 000 |
| 43 | 207, 400 | 257, 100 | 299, 000 | 344, 800 | 367, 500 | 395, 000 | 436, 700 |
| 44 | 208, 700 | 258, 400 | 300, 600 | 346, 700 | 368, 600 | 396, 100 | 437, 400 |
| | | | | | | | |
| 45 | 209, 800 | 259, 600 | 302, 200 | 348, 200 | 369, 400 | 396, 800 | 438, 200 |
| 46 | 211, 100 | 260, 900 | 303, 900 | 349, 600 | 370, 300 | 397, 500 | 439, 000 |
| 47 | 212, 400 | 262, 300 | 305, 500 | 351, 100 | 371, 200 | 398, 200 | 439, 400 |
| 48 | 213, 700 | 263, 600 | 307, 200 | 352, 600 | 372, 100 | 398, 900 | 440, 100 |
| | | | | | | | |
| 49 | 214, 800 | 264, 700 | 308, 100 | 354, 200 | 373, 000 | 399, 500 | 440, 600 |
| 50 | 215, 900 | 265, 800 | 309, 600 | 355, 000 | 373, 800 | 400, 100 | 441, 000 |
| 51 | 216, 900 | 267, 100 | 311, 100 | 356, 200 | 374, 600 | 400, 600 | 441, 400 |
| 52 | 218, 000 | 268, 400 | 312, 700 | 357, 200 | 375, 400 | 401, 000 | 441, 800 |
| | | | | | | | |
| 53 | 219, 100 | 269, 400 | 314, 300 | 358, 100 | 376, 100 | 401, 400 | 442, 200 |
| 54 | 220, 100 | 270, 500 | 315, 900 | 359, 200 | 376, 800 | 401, 700 | 442, 600 |
| 55 | 221, 000 | 271, 800 | 317, 500 | 360, 100 | 377, 500 | 402, 000 | 443, 000 |
| 56 | 222, 000 | 273, 100 | 319, 000 | 361, 200 | 378, 200 | 402, 300 | 443, 300 |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 57 | 222, 400 | 274, 000 | 320, 500 | 362, 100 | 378, 700 | 402, 600 | 443, 600 |
| 58 | 223, 300 | 275, 000 | 321, 700 | 362, 800 | 379, 300 | 402, 900 | 444, 000 |
| 59 | 224, 100 | 275, 900 | 322, 900 | 363, 500 | 379, 900 | 403, 200 | 444, 300 |
| 60 | 224, 900 | 277, 000 | 324, 100 | 364, 200 | 380, 600 | 403, 500 | 444, 600 |
| | | | | | | | |
| 61 | 225, 600 | 278, 100 | 324, 800 | 364, 600 | 381, 000 | 403, 800 | 444, 900 |
| 62 | 226, 600 | 279, 100 | 325, 700 | 365, 200 | 381, 700 | 404, 100 | |
| 63 | 227, 400 | 280, 000 | 326, 500 | 365, 900 | 382, 300 | 404, 400 | |
| 64 | 228, 300 | 281, 000 | 327, 300 | 366, 600 | 382, 900 | 404, 700 | |
| | | | | | | | |
| 65 | 229, 000 | 281, 500 | 328, 200 | 366, 900 | 383, 300 | 405, 000 | |
| 66 | 229, 800 | 282, 400 | 328, 600 | 367, 600 | 383, 900 | 405, 300 | |
| 67 | 230, 700 | 283, 100 | 329, 300 | 368, 300 | 384, 500 | 405, 600 | |
| 68 | 231, 700 | 284, 000 | 330, 100 | 369, 000 | 385, 100 | 405, 900 | |
| | | | | | | | |
| 69 | 232, 400 | 285, 000 | 330, 900 | 369, 300 | 385, 500 | 406, 100 | |
| 70 | 233, 100 | 285, 800 | 331, 600 | 369, 900 | 386, 000 | 406, 400 | |
| 71 | 233, 700 | 286, 600 | 332, 300 | 370, 600 | 386, 500 | 406, 700 | |
| 72 | 234, 500 | 287, 400 | 333, 000 | 371, 200 | 387, 100 | 407, 000 | |
| | | | | | | | |
| 73 | 235, 300 | 288, 200 | 333, 500 | 371, 500 | 387, 400 | 407, 200 | |
| 74 | 236, 000 | 288, 700 | 334, 100 | 372, 100 | 387, 800 | 407, 500 | |
| 75 | 236, 700 | 289, 100 | 334, 600 | 372, 800 | 388, 200 | 407, 800 | |
| 76 | 237, 300 | 289, 600 | 335, 200 | 373, 400 | 388, 600 | 408, 000 | |
| | | | | | | | |
| 77 | 238, 000 | 289, 800 | 335, 500 | 373, 800 | 388, 900 | 408, 200 | |
| 78 | 238, 800 | 290, 100 | 336, 000 | 374, 300 | 389, 200 | 408, 500 | |
| 79 | 239, 600 | 290, 300 | 336, 400 | 374, 900 | 389, 500 | 408, 800 | |
| 80 | 240, 300 | 290, 700 | 336, 900 | 375, 400 | 389, 800 | 409, 000 | |
| | | | | | | | |
| 81 | 240, 800 | 290, 900 | 337, 300 | 375, 900 | 390, 000 | 409, 200 | |
| 82 | 241, 500 | 291, 100 | 337, 800 | 376, 500 | 390, 300 | 409, 500 | |
| 83 | 242, 200 | 291, 500 | 338, 300 | 377, 000 | 390, 600 | 409, 800 | |
| 84 | 242, 900 | 291, 800 | 338, 800 | 377, 300 | 390, 800 | 410, 000 | |
| | | | | | | | |
| 85 | 243, 500 | 292, 100 | 339, 100 | 377, 700 | 391, 000 | 410, 200 | |
| 86 | 244, 200 | 292, 400 | 339, 500 | 378, 200 | 391, 300 | | |

| | | | | | | | |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|--|--|
| 87 | 244, 900 | 292, 700 | 340, 000 | 378, 600 | 391, 600 | | |
| 88 | 245, 600 | 293, 100 | 340, 400 | 379, 000 | 391, 800 | | |
| | | | | | | | |
| 89 | 246, 100 | 293, 400 | 340, 700 | 379, 400 | 392, 000 | | |
| 90 | 246, 600 | 293, 800 | 341, 100 | 379, 900 | 392, 300 | | |
| 91 | 246, 900 | 294, 100 | 341, 600 | 380, 300 | 392, 600 | | |
| 92 | 247, 300 | 294, 500 | 342, 000 | 380, 700 | 392, 800 | | |
| | | | | | | | |
| 93 | 247, 600 | 294, 700 | 342, 200 | 381, 000 | 393, 000 | | |
| 94 | | 294, 900 | 342, 600 | | | | |
| 95 | | 295, 200 | 343, 100 | | | | |
| 96 | | 295, 600 | 343, 500 | | | | |
| | | | | | | | |
| 97 | | 295, 800 | 343, 700 | | | | |
| 98 | | 296, 100 | 344, 100 | | | | |
| 99 | | 296, 500 | 344, 500 | | | | |
| 100 | | 296, 900 | 344, 800 | | | | |
| | | | | | | | |
| 101 | | 297, 100 | 345, 100 | | | | |
| 102 | | 297, 400 | 345, 500 | | | | |
| 103 | | 297, 800 | 345, 900 | | | | |
| 104 | | 298, 100 | 346, 300 | | | | |
| | | | | | | | |
| 105 | | 298, 300 | 346, 800 | | | | |
| 106 | | 298, 600 | 347, 200 | | | | |
| 107 | | 299, 000 | 347, 600 | | | | |
| 108 | | 299, 300 | 348, 000 | | | | |
| | | | | | | | |
| 109 | | 299, 500 | 348, 500 | | | | |
| 110 | | 299, 900 | 348, 900 | | | | |
| 111 | | 300, 300 | 349, 200 | | | | |
| 112 | | 300, 600 | 349, 500 | | | | |
| | | | | | | | |
| 113 | | 300, 800 | 350, 000 | | | | |
| 114 | | 301, 000 | | | | | |
| 115 | | 301, 300 | | | | | |
| 116 | | 301, 700 | | | | | |

| | | | | | | | |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | | | | | | |
| 117 | | 301, 900 | | | | | |
| 118 | | 302, 100 | | | | | |
| 119 | | 302, 400 | | | | | |
| 120 | | 302, 700 | | | | | |
| | | | | | | | |
| 121 | | 303, 100 | | | | | |
| 122 | | 303, 300 | | | | | |
| 123 | | 303, 600 | | | | | |
| 124 | | 303, 900 | | | | | |
| | | | | | | | |
| 125 | | 304, 200 | | | | | |
| 再任用職員 | 187, 700 | 215, 200 | 255, 200 | 274, 600 | 289, 700 | 315, 100 | 356, 800 |

別表第2（第16条関係）

特殊勤務手当の種類及び手当額

| 種類 | 手当の額 | |
|------------|--|------------|
| (1) 災害出動手当 | 1件につき 500円 | |
| (2) 救急出動手当 | 救急救命士以外 | 1件につき 350円 |
| | 救急救命士 | 1件につき 550円 |
| (3) 救助出動手当 | 1件につき 500円 | |
| (4) 高所作業手当 | 1件につき 200円 (10メートル以上から20メートル未満の高所で作業したとき) | |
| | 1件につき 300円 (20メートル以上の高所で作業したとき) | |
| | 1件につき 500円 (潜水器具を着用して潜水作業をしたとき、ただし、プールの訓練は200円) | |

備考

- (1)・(2)の手当の支給については、訓練の場合を除く。
- 救急車と消防車を同時に出動させる救急支援出動（PA連携）の場合の出動手當にあっては救急出動手當の救急救命士以外の額と同額とする。

別表第3 級別職務分類表（第3条の2関係）

| 職務の級 | 職務 |
|------|---|
| 1 | 主事の職務 |
| 2 | (1) 主任の職務 (2) 副主任の職務 (3) 相当困難な業務を処理する主事の職務 |
| 3 | (1) 主査（消防吏員にあっては、消防司令補に限る。）の職務 (2) 相当困難な業務を処理する主任の職務 |
| 4 | (1) 係長、小隊長の職務 (2) 相当困難な業務を処理する主査（消防吏員にあっては、消防司令補に限る。）の職務 |
| 5 | 課長補佐、中隊長及び参事補佐の職務 |
| 6 | 次長、署長、課長、副署長及び参事の職務 |
| 7 | 消防長及び参事の職務 |